

第48回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

---

招集年月日 平成24年6月22日（金曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 6月22日 午前9時30分宣告（第4日）

---

議事日程

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 4号議案  | 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認について       |
|       | 第 5号議案  | 宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認について   |
|       | 第 6号議案  | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について |
| 日程第 2 | 第 7号議案  | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認について |
| 日程第 3 | 第 8号議案  | 宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例について                    |
|       | 第 9号議案  | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 4 | 第 10号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 5 | 第 11号議案 | 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）                    |
|       | 第 12号議案 | 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 日程第 6 | 所管事務等調査 | について                                      |
- 

本日の会議に付した事件

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 第 4号議案 | 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認について     |
|       | 第 5号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認について |

- 第 6号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（建設第4号）の承認について
- 日程第 2 第 7号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認について
- 日程第 3 第 8号議案 宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例について
- 第 9号議案 宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 第 10号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 第 11号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
- 第 12号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 所管事務等調査について

出席議員（20名）

出席議員（19名）

2番 寄川靖宏 議員	3番 木藤幹雄 議員
4番 秋田裕三 議員	5番 東豊俊 議員
6番 福嶋 斉 議員	7番 伊藤一郎 議員
8番 岩路昭美 議員	9番 藤原正憲 議員
10番 大倉澄子 議員	11番 實友 勉 議員
12番 高山政信 議員	13番 山下由美 議員
14番 岡前治生 議員	15番 山根昇 議員
16番 小林健志 議員	17番 大上正司 議員
18番 西本 諭 議員	19番 岡崎久和 議員
20番 岡田初雄 議員	

欠席議員（1名）

1番 岸本義明 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君 書記 榎谷米男 君

書 記 清 水 圭 子 君

書 記 原 田 涉 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	福 元 晶 三 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長	清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長	西 山 大 作 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	平 野 安 雄 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。

開会前に御報告を申し上げます。

岸本義明議員より、本日の本会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、お知らせをいたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、財団法人宍粟北みどり農林公社、有限会社生谷温泉伊沢の里、財団法人しそ森林王国協会、財団法人山崎文化振興財団からそれぞれ平成23年度決算書及び平成24年度事業計画書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

追加させていただきます。播磨いちのみや株式会社、株式会社波賀メイプル公社、株式会社フォレストステーション波賀であります。よろしく申し上げます。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第4号議案～第6号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第4号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認についてから、第6号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果を報告いたします。

第4号議案は、4月1日から施行する必要があったため、3月31日付で専決処分、公布されたものであります。

主な改正内容としましては、年金所得者の寡婦控除に係る個人住民税の申告手続を簡素化、土地に係る固定資産税の負担調整措置についての期間延長、償却資産の下水道除害施設に係る特例の適用期限の延長と特例率を4分の3と定めるもので、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

続いて、第5号議案については、地方交付税の一部が改正され、4月1日から施行する必要があったため、3月31日付で専決処分、公布されたものであります。

内容としましては、固定資産税と同様に負担調整措置についての期間延長をされるもので、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

最後に、第6号議案については、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行する必要があったため、3月31日付で専決処分、公布されたものであります。

内容としましては、東日本大震災による居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長するもので、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 皆さんに申し上げますが、上着につきましては、それぞれの御判断で脱いでいただいて結構かと思しますので、よろしくお願いします。

民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

なお、討論につきましては、討論の発言の通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第4号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、承認することに決しました。

続いて、第5号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第5号議案は、承認することに決しました。

続いて、第6号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第6号議案は、承認することに決しました。

#### 日程第2 第7号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第2、第7号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第1号)の承認についてを議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成24年6月1日に審査付託のありました第

7号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認についての関係部分について、平成24年6月6日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第7号議案は3月補正予算可決後にやむを得ず追加や変更により繰越明許費の補正をしたもので、千種テレビ施設撤去事業については、電柱撤去に不測の期間を要したこと、また、彩の森整備事業（波賀・千種）については、降雪による影響、さらに気象観測情報システム構築事業については、東日本大震災の影響により、国・県との事業調整が遅延したことによるもので、それぞれ工期の延長による繰越明許費の追加と、戸原小学校屋内運動場等改築事業に係る支払い事業費の精査による繰越明許費の変更が主な内容であります。

審査の結果、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 当委員会の関係部分を報告いたします。

内容につきましては、消防本部千種出張所の災害復旧工事に係るもので、3月31日完成予定の工事が積雪等の事情で工事延長されたことによるもので、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成24年6月1日に審査付託のありました第7号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認についての当委員会関係部分は、6月6日に第3回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第7号議案は、3月補正予算可決後にやむを得ず追加や変更により繰越明許費の補正をしたもので、当委員会関係部分の主な内容は、産業部の公有林整備事業や分

収育林事業の追加や農業生産基盤整備事業、災害復旧事業等の変更、また、土木部の道路維持補修事業の追加や河川維持補修事業の変更でございます。

審査の結果、第7号議案の関係部分については、適切と判断し、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第7号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第7号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第7号議案は、承認することに決しました。

日程第3 第8号議案～第9号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第8号議案、宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例についてから、第9号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。



○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 会議規則第104条の規定により、第8号議案について報告をいたします。

住民基本台帳法が改正され、平成24年7月9日に施行されることによるものであります。内容としましては、外国人住民の方にも住民票が作成され、外国人登録原票などがなくなるため、関係部分の条例を改正するものです。また、それに伴い宍粟市手数料条例、宍粟市下水道条例、宍粟市水洗便所改造資金条例の関係部分が改正されるもので、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

続いて、第9号議案については、平成22年3月の税制改正に関連するもので、平成23年分の所得税の扶養控除の見直しにより、年少扶養控除の廃止と16歳から18歳の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことによるものです。この税制改正により、障害者の医療費軽減対象者に影響が出るため、扶養控除見直しの前の旧税制による所得判定するように改正されるもので、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第8号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第8号議案は、可決することに決しました。

続いて、第9号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第9号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は、可決することに決しました。

日程第4 第10号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第10号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 会議規則第104条の規定により、第10号議案について報告いたします。

国民健康保険税の資産割の税率を軽減する改正によるもので、5月17日の国民健康保険運営協議会で承認され答申を受けて提出されております。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第10号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、可決することに決しました。

日程第5 第11号議案～第12号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第11号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）についてから、第12号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの2議案を一括議題といたします。

当議案は、去る6月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年6月1日に審査付託のありました第11号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分について、6月6日に第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第11号議案につきましては、歳入では、平成23年度繰越金を歳出財源として計上しており、歳出については、財産管理費で兵庫県を受動喫煙防止条例の可決・成立に伴う指定喫煙場所の設置及び北庁舎環境改善工事と菅野集落センター解体工事に係る経費であります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 会議規則第104条の規定により、第11号議案の当委員会の関係部分の報告を行います。

健康福祉部の事業でありますグループホームの支援のため、地域介護拠点整備費補助金の計上による増額と、市民生活部の事業であります福祉医療の所得判定を年少扶養控除見直し前の旧税額で判定するためのシステム改修費用の増額によるものです。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

続いて、第12号議案につきましては、歳入では、所得等の確定による国保税の精査、国県支出金及び交付金の医療費等の精査により、所要額の予算措置を講じ、国民健康保険事業基金繰入金と平成23年度繰越金を歳出財源としております。

次に、歳出につきましては、一般会計の福祉医療同様、年少扶養控除見直し前の旧税制により判定するためのシステム改修費用の計上とともに、医療費給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行い、後期高齢者支援金、介護給付金等の確定、共同事業拠出金の精査による補正を行うもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成24年6月1日に審査付託のありました第11号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の当委員会関係部分は、6月6日に第3回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第11号議案の当委員会関係部分の内容は、産業部の事業であります分収育林事業、立木販売収入を育林費負担者に交付するもの、また、移動販売車事業補助金の増額でございます。

審査の結果、第11号議案の関係部分については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第11議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第11号議案は、可決することに決しました。

続いて、第12号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第12号議案は、可決することに決しました。

日程第6 所管事務等調査について

○議長(岡田初雄君) 日程第6、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしましたので閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第48回宍粟市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変御苦労さまでございました。

第48回宍粟市議会定例会を閉じるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、台風4号あわせて5号からの熱帯低気圧による雨につきましても、大きな被害もなく安堵いたしておるところでございます。今後とも雨の季節を迎え緊張感を忘れず、その対応を心からお願い申し上げるところでございます。

さて、山合いの小さな神社の参道の傍ら、雑木の中に誰が植えたものでもなく、小さなぐみの木が五月雨に濡れながら真っ赤にその実をつけています。きっと、小鳥が庭先の実をついばみ、かの地にその種を落としたに違いありません。誰が世話するものでもなく、手を貸せるでもなく、人知れず、ただただ与えられた環境の中で命をつないできたに違いありません。

五月雨に曇る朝、鮮やかな真紅の実を目にしますと、その生命力に迫力すら覚えます。人として周りに何をすべきか、与えられた環境の中で、どう生きていくべきか、その実を口にしながら私自身に問いかけています。

さて、本6月定例会は、6月1日に開会され、本日6月22日の22日間の会期をもって閉会の運びとなりました。議員各位には、御健勝にて最終日まで終始熱心に御審議、御議論賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、田路 勝市長をはじめ市当局におかれましても、議会制民主主義のもと、二元代表制の趣旨にのっとり、議員の質疑、協議に真摯に議論いただきましたこと、宍粟市政発展のため大変喜ばしいことと存じ上げます。

今議会には、教育委員会委員や人権擁護委員といった重要な人事案件、必要不可欠な条例改正や補正予算など、重要な案件が審議されましたが、いずれも適切妥当な結論に至りましたこと、皆さんの深い洞察と努力のたまものと感謝を申し上げます。とりわけ、議員各位の一般質問は、市政全般、その行方等、当局とともに問題点を洗い出す方向に向いたものであったと思うところであります。

雨上がり、日の光はやせた土地、肥えた土地、わずかなすき間をも照らす、まさに政治やまつりごとは、公平、公正に市民の皆様の思いにこたえなければと思っております。

国におきましては、大飯原発の再稼働、消費税増税法案等波乱含みの国政に目が離せない毎日ですが、合併8年目、あわせて宍粟市田路市政の4年目、その総括、事業執行に期待をするところであります。あわせて、私ども議員にとりましても、任期1年となりました。それぞれにあのときの、あのお約束のさらなるご精進を期待するものでございます。

私の思いにあります発信する宍粟市、市議会、意識される宍粟市、宍粟市議会に私自身も全身全霊を尽くす覚悟でございます。御指導、引き続きの御鞭撻、御叱咤を心からお願い申し上げます。

終わりになりましたが、節電対策が叫ばれる今日、まさしく暑い夏を迎えることとなりますが、健康に留意され、議員各位はもとより当局におかれましても、御健勝にて職務を遂行いただき、よりよい宍粟市の創造がかないますことを希望し、閉会のあいさつといたします。

大変長い間御苦勞さまでございました。ありがとうございます。

○市長（田路 勝君） 第48回宍粟市議会6月定例会の閉会にあたりまして、お礼なり、ごあいさつを申し上げたいと思います。

今年は、平年並みの6月8日ごろに梅雨入りをし、ようやく梅雨らしい天候になるかなと思っていたところ、今週に入りまして、台風第4号が近畿地方にも接近をし、警戒態勢をとったところではありますが、幸い市内においては、大きな被害がなく安堵しているところであります。

このたび、「平成21年度台風9号局地的豪雨による災害の記録」の冊子の発行をいたしました。当時の各自治会の対応や災害以後の地域の防災対策に係る取り組みなどを掲載しておりますが、今後、これらを参考にしながら、防災対策に活かしていきたいと思います。そして、市職員はもちろんのことではありますが、関係機関や市民の皆さんも含め、誰もが常に高い防災意識を持つことが重要であると考えられます。

今年も節電が呼びかけられておりますが、昨年の東日本大震災やそれに伴う原発事故をきっかけに、日本中の多くの方が、これまで当たり前のように過ごしてきた日常生活について考えるようになったのではないかと思います。防災意識だけでなく、日々の生活のあり方一つ一つにも意識を向け、私たちが当たり前暮らすこ

とのできるありがたさを感謝をし、これからの暮らしを考えることが大切であると思います。

さて、開会のあいさつでも御案内をいたしました。今、宍粟市は難読市名を生かしたPRに取り組み、各報道機関でも盛んに取り上げられているところでもあります。本日も18時10分よりNHK神戸放送局の「ニュースKOBELIVE」ふるさとキャラバンによる中継が波賀市民局で行われます。その中で宍粟市の旬の話題や今年度新たに予算化しました「宍粟市知名度アップCMコンテスト」について、情報発信していただくことになっておりますので、御覧をいただけたらと思います。

これらのことを一つのきっかけとして、今後、歴史ある宍粟市について認識を深めるため、「宍粟学講座」を開講するなど、市民の皆さんとともに市の活性化についての新たな取り組みを進めたいと考えております。

一方、宍粟市では多くの公共施設がある中で、地域ごとには市民局を核として、また、山崎地区は市役所所在地地域として、施設の改廃、整備などについて内部の検討をいたしているところでもあります。このたび、国で延長が決定をされました合併特例債、過疎債の有効活用も含め、検討をしてまいりたいと考えております。

宍粟市には、豊かな自然環境や歴史などすぐれた多くの地域資源やそれぞれの地域における文化があります。議員各位におかれましても、その活用等について御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

6月1日に開会されました第48回宍粟市議会定例会は、本日閉会となりますが、岡田議長、岡崎副議長をはじめ、議員の皆さんのご精励により滞りなく全議案を議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本定例会では、宍粟市教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦などの人事案件、平成24年度宍粟市一般会計並びに国民健康保険事業特別会の補正予算案件をはじめ、宍粟市税条例の一部改正等の専決処分の承認など諸議案について慎重に御審議をいただき、適切な議決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

今後も国政の動向を注視しながら、また、皆さんからいただきました一般質問等多くの御意見につきましても真摯に受けとめながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

終わりになりましたが、議員の皆さんには御健勝にて、今後とも宍粟市の発展に向けて、より一層の御尽力を賜りますとともに、市政に対する議員各位の御理解と御支援、御協力をお願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



(午前 10 時 06 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 山 下 由 美

宍粟市議会議員 岡 前 治 生